

三重県公報

第10018号

昭和47年2月18日

金 曜 日

目 次

規 則

- 三重県農業改良資金貸付規程の一部を改正する規則 (農 政 課) 1
- 公開聴聞会開催 (商 工 課) 1
- 三重県農業改良資金貸付基準の一部改正 (農 政 課) 2
- 公有水面埋立しゅん工認可 (港 湾 課) 2

規 則

●三重県規則第九号

三重県農業改良資金貸付規程の一部を改正する規則の一部を次のように定める。

昭和四十七年二月十八日

三重県知事 田 中 寛

三重県農業改良資金貸付規程の一部を改正する規則

三重県農業改良資金貸付規程 (昭和三十一年三重県規則第五十七号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

十七 送風法により茶の凍結を防 止するために必要な施設の機具及 び資材の購入に要する資金	茶園十アールに き	一坪以下 1:10、〇〇〇坪
--	--------------	-------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。

告 示

●三重県告示第81号

高圧ガス取締法 (昭和26年6月7日法律第204号) 第76条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号) 第90条

の規定により、次のとおり許可取消しについて公開による聴聞を行なう。

昭和47年2月28日

三重県知事 田 中 覚

1 聴聞の日時
昭和47年3月30日午前10時から

2 聴聞の場所
津市広明町13番地

三重県商工労働部会議室

3 聴聞を行なおうとする理由

- (1) 高圧ガス販売営業許可の取消し
- (2) 液化石油ガス販売事業許可の取消し

4 被聴聞者
四日市市八幡町5の10
田中 長伸

●三重県告示第82号

三重県農業改良資金貸付基準（昭和31年三重県告示第57号の2）の一部を次のように改正し、昭和47年1月1日から適用する。

昭和47年2月18日

三重県知事 田 中 覚

第1 技術導入資金の表に次のように加える。

17 送風法により茶の凍霜害を防止するため必要な施設の機具及び資材の購入に要する資金	送風機サーモスタット、リレ、補助資材等	茶栽培を集団的に行なっている地域の茶栽培農家	茶園10アールにつき120,000円	11 月	12 月

●三重県告示第83号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。

昭和47年2月18日

浜島港港湾管理者の長

三重県知事 田 中 覚

1 申請者
志摩郡浜島町大字浜島1787の35
中村住次郎

- 2 埋立の場所
志摩郡浜島町大字浜島御浜2406番地先海面
- 3 埋立の面積
113.89平方メートル
- 4 埋立の目的
真珠養殖作業場
- 5 埋立追認年月日
昭和46年7月30日
- 6 工事のしゅん工年月日
昭和46年11月15日
- 7 埋立しゅん工認可年月日
昭和47年2月18日

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和47年2月18日印刷発行

津市広明町13番地(電代②1111)

三 重 県 庁
印刷 三重県総務部学事文書課